

香芝市告示第49号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条第1項の規定により告示します。

令和6年4月1日

香芝市長 福岡 憲 宏

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
香芝市鎌田281番地1 社会福祉法人 鳳雛会 ハルナ保育園 園長 大西 友美	保育所保育料
香芝市五位堂三丁目441番地1 社会福祉法人 慈傳会 いろは保育園 園長 岡本 絵理	

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで